

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、平成30年第9回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名全員の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番 徳丸委員、6番 前後委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>本日の議案は、第48号から第53号までありますが、まず議案第53号 農地所有適格法人に係る要件適格届について から審議を行います。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第53号 農地所有適格化法人に係る要件適格届について ご説明いたします。申請人は、福岡県福岡市の [] さんです。農地取得予定地は、安岐町 [] の24,090.10㎡です。詳細については、資料の8ページに記載しているとおりです。</p>
議 長	<p>事務局より、議案第53号 農地所有適格法人に係る要件適格届について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第53号 農地所有適格法人に係る要件適格届については、全会一致で承認されました。</p>

議 長	次に、議案第48号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	<p>議案第48号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号33番 土地の所在は、安岐町明治字■■■■番地、地目が田、面積は841㎡、外田が3筆、畑が1筆で計5筆の4,749㎡です。渡人は、安岐町明治の■■■■さん(■■歳)、受人は、安岐町明治の■■■■さん(■■)です。申請事由は、渡人は、高齢より管理が出来ないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。無償による所有権移転です。</p> <p>最後に、申請番号34番 土地の所在は、安岐町大添字■■■■番地■■■■、地目が畑、面積は14,418㎡、外畑が3筆で計4筆の24,090.10㎡です。渡人は、安岐町大添の■■■■さん(■■歳)、受人は、福岡市の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。</p>
議 長	<p>それでは、議案48号の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申請番号33番と34番について、事務局から一括して説明がありました。ご質問やご意見はございますか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ご質疑が無ければ、申請番号33番と34番を一括して採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第48号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>

事務局	<p>議案第49号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号20番 土地の所在は、武蔵町内田字[]番地[]、地目が畑、面積は2,018㎡、外畑が18筆の計19筆で、面積が39,986㎡です。渡人は、別府市の[]さん([]歳)です。受人は、東京都文京区の[]さんです。転用の目的は、太陽光発電施設用地で、パネル枚数23,156枚、発電容量が8,779.3kwp、全体事業面積が122,258㎡です。農地実利用面積は、39,977㎡となっています。申請事由は、太陽光発電施設を設置することにより、遊休状態等の農地を有効利用するためとなっています。申請地は、昭和40年ごろのパイロット事業で整備されたみかん山ですので、第1種農地となり、かつ20,000㎡を超えているので、許可権限は県知事となりますが、意見書を付すために議案としました。売買による所有権の移転です。</p>
議長	<p>議案第49号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請の申請番号20番について説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p>
岐部委員	<p>パイロット事業で開墾したみかん園は、ほとんど荒廃しています。太陽光事業以外に何か利用方法があればいいのですが。</p>
佐藤委員	<p>第1種農地のパイロット事業ということで、歯止めは効かないのか。</p>
事務局	<p>第1種農地であれば本来転用できませんが、山林を含む全体事業面積が120,000㎡あるので、その3分の1以内の面積であれば、農地を転用できるとなっています。</p>
岐部委員	<p>地元は反対していないのか。</p>
事務局	<p>地元の反対は、ないようです。</p>
議長	<p>他にご意見は、ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、質疑がないようなので、議案第49号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について 採決を取ります。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第49号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて、議案第50号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第50号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が29筆で59,308㎡、内訳として、田が13筆で16,430㎡、畑が16筆で42,878㎡となっています。</p> <p>新規設定は、総数が14筆で18,077㎡、 更新設定は、総数が15筆で41,231㎡です。詳細につきましては、資料の2ページから4ページをご確認ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第50号 農用地利用集積計画について、ご質疑等ございませんか。</p>
<p>徳丸委員</p>	<p>利用権設定期間が6ヶ月のものがありますが、期間が短すぎると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>これについては、XXXXXXXXXXが利用権設定の時期を統一するために、あえて短い期間となっています。</p>
<p>議 長</p>	<p>XXXXXXXXXXが利用権設定の時期を統一し、利用権設定を揃えるということですが、よろしいでしょうか。</p>
<p>徳丸委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に、ご質疑等ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>それでは、議案第50号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員一致で議案第50号 農用地利用集積計画については、承認されました。</p> <p>続いて議案第51号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第51号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画が、総数が1筆で2,413㎡、内訳として、田が1筆で2,413㎡となっています。詳細につきましては、資料の5ページから6ページをご確認ください。</p>
議長	<p>農地利用配分計画については、今回1筆ですがなにかご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第51号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員一致で議案第51号 農用地利用配分計画については、承認されました。</p> <p>次に、議案第52号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第52号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請番号52番 土地の所在は、国見町岐部字■■■■番地、地目が田、面積は344㎡、同所■■■■番地■■■■、地目が畑、面積が806㎡の2筆です。申請人は福岡市の■■■■さんで</p>

す。申請事由については、番地については、父が周囲に生垣用樹木を植え、隣接する住宅地と同一の認識で長年農地として使用しておらず、また、番地については、県外在住により農地の管理が出来ず荒れ放題となっており、今後も使用する予定がないためとなっています。

次に申請番号53番 土地の所在は、国見町大熊毛字番地、地目が畑で、面積は1,647㎡です。申請人は、国見町大熊毛のさんです。申請事由については、みかんを栽培していたが獣害被害により長年耕作を放棄していたため、現在荒廃状態になっているためとなっています。

次に申請番号54番 土地の所在は、国見町竹田津字番地、地目が畑で、面積は120㎡です。申請人は大分市のさんです。申請事由については、当該農地は狭地で法面部分が多く耕作に適さなかったため長年耕作を行っておらず、現在は市外在住により管理もままならず荒廃状態であるためとなっています。

議 長

議案第52号 農地法の規定による非農地証明書の交付について説明がありましたが、ご質問ご意見はありませんか。

(質疑なし)

それでは、議案第52号について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案52号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全員一致で承認されました。

議案については、以上であります。

それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員